

# 須坂市歴史的建造物の登録制度

## 【目的】

須坂市の歴史と文化を伝え、歴史的な景観を形成している建造物を保存、活用し、市民の財産として後世に継承するため新たな登録制度を創設しました。

### ステップ 1 選定

原則として建設後 50 年を経過した建造物で、  
(1) 須坂の歴史的景観に寄与しているもの  
(2) 造形の規範になっているもの  
(3) 再現することが容易でないもの

のいずれかに該当するものを所有者の同意を得た上で選定します。

### ステップ 2 審査

「須坂市歴史的建造物審査会」の意見を聴き、登録します。

### ステップ 3 登録

## 【登録された場合のメリット】

不特定多数の者が利用できるものである等の条件を満たした場合に、  
・ 須坂市歴史的建造物を活かしたまちづくり事業補助金が受けられます。

問合せ・ご相談・情報提供などは↓

須坂市 まちづくり推進部  
まちづくり課 まち整備係

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1  
TEL : 026-248-9007 FAX : 026248-9040  
E-mail : s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp